

質

問



問 3セクは今後も必要か

答 必要と考える

△大原議員▽
一・グリーンたきのう
えが造材等を始めた目的は、雇用の創出と林業後継者の育成であつた。当初目的は達成されたと思うが今後どうするのか。また林政課

一・高齢化する自伐林家に代わって小面積の所有林を主として作業するグリーンたきのうえの担う役割は引き続き大きいので、今後とも継続が必要と考える。また滝上町の森林施業、森林行政に係る非常に大きな仕事量を考えると、この体制が必要である。

二・4月に渓樹園に5月末、再度渓樹園に確認したが何もないので渓樹園の理解は得られていると考へる。ま

うならそれでいい。だが今までの林業政策をみると行きあたりばつたり的なところがあるが、大丈夫なのか。

△長屋町長▽
一・森林の持つ効用、たとえば地球温暖化の問題等を考えると、山林の整備は森林組合だけに任せることではなく、町と連携して進めるべきと考える。

△長屋町長▽
一・環境問題や森林の効用を考えると、自治体が担うところがある。

△長屋町長▽
二・渓樹園のボイラ

は1課2係だが課長補佐職を置いているが。二・木質ボイラー夜間余剰熱活用事業について、渓樹園からいくつかの質問が出されているが、すべてに答えていない。これが予算特別委員会で言った、真摯な対応と言えるのか

△大原議員▽
一・小面積所有者の施業費は高くなるが、それを考へるのは森林組合だ。町は補助金等で対処するべきでは。

△大原議員▽
一・国がやる事、町がやる事を分けて考えるべきでは。長期的財政見通しを考えると、いつまでも今の体制を維持するのは無理と考えるが。

△大原議員▽
一・国がやる事、町がやる事を分けて考えるべきでは。長期的財政見通しを考えると、いつまでも今の体制を維持するのは無理と考えるが。

△大原議員▽
一・渓樹園も町がやる事なので信用していると思う。だが来年は選挙の年だ。今約束できる事を伝えておくべきでは。

△大原議員▽
一・これまで夜間の未利用熱の活用を考えている。隣の育苗施設で利用する計画となつていて、調査終了後に渓樹園と協議して進めていく。

△大原議員▽
一・これまでその余剰分をくまで夜間の未利用熱の活用を考えている。隣の育苗施設で利用する計画となつていて、調査終了後に渓樹園と協議して進めていく。



**問 総合計画もっと早く
できないか
答 できるだけ早く
提示する**

目立つ公共施設（国保病院等）の予算は行財政改革実施計画にどのように反映されているのか。

△長屋町長▽

一・総合計画及び行財政改革実施計画を並行して策定している。そ

の中には大きな予算を伴う事業等（バイオマス関係及び国保病院）

もある。実施予定年度等を盛り込んだ実施計画と財政計画とに整合性を持たせて進める。

また日程は前倒しし、2月中には議決しても

らえるよう進める。

二・行財政改革につい

ては、公共施設の合理化、事業・補助金の見直し、財政基盤の強化・健全化について議論を進めている。限られた財源の中で、多様な町民ニーズに応えられるよう一定の方向性

△大原議員▽
一・示された日程によると、総合計画基本構想は12月議会提出、3月議決となるがこれでは遅いのではないか。

来年度当初予算は選挙の関係で骨格予算であるが、12月中には大かたの予算を編成するのではないか。

△バイオマス推進基

本計画予算や老朽化の

を整えていく。

△大原議員▽
各公共施設を調査したが、国保病院の老朽化が著しい。しかし経営が赤字だからといって廃止して良いとはならないと思う。策定中の総合計画にぜひ病院のあり方を盛り込んで頂きたい。

△長屋町長▽

総事業費は18億円と聞いている。補助金等を除いた滝上町の持ち出しある程度の病院を建てるとして7~8億円と思う。主伐期を迎える町有林立木売り払

い収入を充てれば財政的に可能と思うが、町

有林はこういう時のた

めにあるのでは。

△大原議員▽
行政報告では、森林面積や木材の蓄積量が書かれている。しかし町有財産条例では現在額を明示するとなつているのだから、金額を把握すべきでは。

△長屋町長▽
確かに条例では、現

急に議論を進めなければならない。当然建て替える必要になると思う。

△大原議員▽
財源として基金の取

り崩しもあるが、今後

の事業展開を考えると

すぐになくなる。やはり立木売り払い収入を

充てることも考えてい

かなければならない。

△長屋町長▽
建物の総合管理計画では2割削減を目指して建てるが、必要なもの

は建て替えなければな

らない。財源の確保を

図りながら進めていきたい。

△大原議員▽
正確な金額は立木調査

をしたうえで考えて

在額及び現状を明らかにと書いているが、町有地についても現在額を示していない。

△長屋町長▽
森林の蓄積量は道の

森林総合プラウドシス

テムの森林調査簿を通じて自治体に知らされ

て推計値であるので、

正確な金額は立木調査

をしたうえで考えて

たい。

△大原議員▽
行政報告では、森林

面積や木材の蓄積量が

書かれている。しかし

町有財産条例では現在額を明示するとなつて

いるのだから、金額を把握すべきでは。